

戦争体験等映像化業務委託 企画提案仕様書

1、委託事業名

戦争体験等映像化業務委託

2、事業目的

沖縄戦終結から 70 年余りの歳月が経過している。戦争の時代を生き抜いてきた人々も次第に高齢化と減少の一途をたどり、今や生の戦争体験を聞くことは困難な状況となっている。本市ではこれまで村史編纂事業の中で戦争証言を収録し、故郷の当時の実相を記録に残し、次世代に伝えていくと言う一定の成果をおさめたが、本事業では、映像という特性を生かし、当事者の肉声をもって戦争体験を語ってもらうことにより、市民がたどった戦中戦後体験を映像資料として採録編集し、風化する記憶を次世代に正しく継承していくことを目的に記録する。

3、業務の内容

基本的に豊見城出身者の戦争体験等を取材し、沖縄戦を中心に、戦争に向かおうとする時代、そして戦時体験や戦後の状況、さらには戦争を生きぬいてきた世代から現代に生きる人々と未来に対してのメッセージ等を語って戴き、映像資料として編集記録する。その他、豊見城に深い関係のあった人々についてもその対象範囲とする。具体的な作業については以下のとおりとする。

- (1) 沖縄戦を含めた「アジア・太平洋戦争」の体験者 20 人程度を取材し、個々の証言を映像資料として撮影し、次年度以降に編集可能な状態に整理する。
- (2) 移民出稼ぎ、学童疎開（疎開先含む）、ヤンバル疎開（疎開先含む）同じ時期と時代背景を過ごした体験等も取材対象とする。
- (3) 証言記録は、本人の語り口を最優先とし、しまくとうば、標準語いずれも可能とする。
- (4) 証言等の収録時間は、基本的に一人当たり 2 時間を基準とするが内容によってはその限りとしめない。採録作業にあたっては必要に応じ同一話者を複数回取材する。
- (5) 取材場所は、証言者の都合等を優先し、自宅等での収録・撮影を基本とする。
- (6) 教育委員会は、取材にあたっての事業趣意書等の準備等や対応に協力する。
- (7) 体験者は高齢であることが予測できるため、体験者が緊張や萎縮することを極力抑えられる撮影方法を選択すること。
- (8) 映像の解像度はフルハイビジョン～4Kと同等であること。
- (9) 音声は高音質な形式でリニア PCM と同等以上であること。

以上の仕様を念頭に下記の内容で提案を行う。

- ① 体験者に配慮した撮影方法の提案（撮影人員数の最小限化、小型カメラの使用等）
- ② 撮影手順や編集方針の提案
- ③ 当事業に最適な監修者、インタビューアーの選定
- ④ 新たな試みが提案されているか

（例 当局が把握していない体験者の紹介。新技術による撮影・録音・編集など）

4、作成資料の仕様について

- (1) 撮影した映像データ

撮影映像の全記録を編集可能な形式で納品すること。

- (2) 撮影記録のテキスト

撮影した映像の全時間を文字におこし、そのデータも納品する。

- (3) 証言者記録リスト

収録にあたり、証言者等の氏名、生年月日（取材時年齢）、出身字、連絡先、証言の概要、取材日、取材担当者、取材場所、収録公開することの確認等を明記すること。※収録公開の承諾書は別途作成する（宛名は市教育長宛て）。

5、成果品について

- (1) 外付けハードディスク 1式（正・副2部）

4 - (1) ~ (3) の電子データを入れたハードディスクを納品する。

- (2) 業務報告書 1部

4 - (1) で示した映像データの簡易リスト（撮影日、話者名、記録時間等）と4 - (2) ~ (3) について印刷した書類、および当業務に係る会議録や撮影状況等事業の各工程を記録した報告書を作成して納品すること。

6、工程表

契約締結後、1週間以内に業務の工程表を作成し、発注者へ提出すること。

7、納品場所

豊見城市教育委員会生涯学習部文化課

豊見城市字伊良波392番地 市立中央図書館1階

8、納期

平成 30 年 2 月 28 日

9、著作権等について

本委託業務に係るすべての成果品の著作権は豊見城市に帰属するものとする。

10、留意事項

- (1) 本事業の実施にあたっては、関連する法令等を遵守すること。
- (2) 委託業務期間ならびに委託業務終了後も、当該業務で知り得た秘密、個人情報等に関して外部に漏らしてはいけない。
- (3) 受託事業者は本事業の実施にあたり、業務を統括する管理責任者をおくとともに、当該業務に従事するインタビューアー、カメラマン、編集担当者を確保すること。それらは各担当する業務に必要な知識と技能を有する者であること。とくに管理責任者、インタビューアー、編集担当者においては、沖縄戦および沖縄の近現代史の知識を有する者を配置すること。
また、体験者証言の錯誤・記憶違い等により、補足や確認が必要であると想定できるため、確認と助言が可能な監修者を配置すること。監修者は沖縄戦研究者であることが望ましい。
- (4) 証言者（取材対象者）は、委託者と受託者が協議して選定する。証言者への取材交渉については、基本的に受託者の責任において行い、各証言者から証言を収録編集するとともに、併せて公開活用することの承諾を得ること。
- (5) 証言収録にあたっては、必要に応じ証言に関連する現地等での収録・撮影を取り入れること。
- (6) 業務期間中は、定期的に担当者会議を開催し、委託者と進捗状況を共有すること。
- (7) 本仕様書について疑義が生じたとき、または定めのない事項や細部の業務内容の変更等については、豊見城市教育委員会と協議のうえ決定する。